

## 家庭科教科教育法AとBの授業連携

—食物栄養科学科食物科学専攻の場合—

同志社女子大学生生活科学部食物栄養科学科

川崎 祐子

同志社女子大学嘱託講師

浅井 由利子

### 1. はじめに

かなり以前のことになるが、同志社女子大学での教職課程が英語、音楽、家庭科の3教科だった頃には、各教科の教育法（現在のAやBに相当する内容）と教育実習の担当者は専任教員が担当するという不文律があった。しかし、学科が増えたのに伴い教職免許の教科が増え、また教職課程の履修単位数も増えた結果、専任教員だけでは持ちきれなくなり、多くの提供科目において教職経験のある嘱託講師の先生方に授業を分担していただかねば教職課程を運営できない状況になった。本学の中学校・高等学校教職課程では、各教科の教育法は教科教育法基礎、中学校教科教育法、教科教育法A、教科教育法Bの4科目計8単位で構成されているが、専任教員と嘱託講師の先生がどの科目を担当するかについては特に教職課程委員会で統一見解はなく、各学科専攻の判断にゆだねられているのが現状である。

生活科学部では人間生活学科と食物栄養科学科食物科学専攻（以降、食物科学専攻と省略）で家庭科免許を取得できる。本学で学科をまたがって同一教科の教職免許を付与しているのは家庭科のみである（例外として音楽学科では10名を上限として小学校課程を同時に履修することができる）。したがって、家庭科では一部の教職科目は2学科合同クラスで運営されている。そのため、教科教育法で使用する教科書類は両学科で共通のものを指定し、4つの教科教育法の内容は大筋では同じものとなっている。すなわち、合同クラスで開講される「家庭科教育法基礎」では、『家庭科教育と情報社会』とい

うテーマの下で、生活に密着した情報の調べ方や、その内容を授業に生かした学習指導案の書き方、視聴覚教材の活用方法を学ぶ。「中学校家庭科教科教育法」では、中学校技術・家庭の家庭分野の教科書を読みこんで内容の理解を深め、様々な授業実践例を体験する。「家庭科教科教育法A」では、家庭科教育の意義や歴史、教科の特徴を理解したうえで、中学校・高等学校の学習指導案（一次案）を作成する。「家庭科教科教育法B」では、一次案を基に実際に学生一人一人が模擬授業を行い、相互評価する。

## 2. 家庭科という教科の特殊性

家庭科は全国で見ると若干男性教員もいるが、ほぼ女性教員で占められており、しかも、公立学校では一人職場の学校が多い。そのため特に公立中学校では家庭科教員は全学年の生徒を授業で教えており、教える内容も生活科学的な内容であることから、多くの学校において生徒の生活態度やしつけ的な事柄、生徒が抱える悩みに目を配るなど、授業外で期待される存在でもある。それゆえ教育実習生の生活態度をよく見ておられる先生が多い。また、家庭科室や調理実習室などの特別教室の管理上、教員は準備室に居る時間が長く、家庭科準備室で一日中指導教員と教育実習生が一緒となる実習校もかなりある。大学で教科教育法を担当する者としては、具体性のある学習指導案が書けて、質の良い家庭科の授業ができるように教育することはもちろんのこと、時間管理や生活態度も含めた教員の基本的な資質についてシビアに評価する家庭科教員がおられることを念頭に学生を教育する必要がある。このような教科の事情ゆえ、両学科とも従来から、責任を持って教育実習に学生を送り出す判断をするために、教育実習の履修前提条件となる家庭科教科教育法のうち、AまたはBに家庭科免許を持つ専任教員を配置して教職課程を運営してきた。

また、これとは別に、家庭科では高等学校現指導要領の内容の取扱いにおいて、「家庭基礎」「家庭総合」及び「生活デザイン」の各科目に配当する総授業時数のうち、原則として10分の5以上を実験・実習に配当することと記載され<sup>1)</sup>、中学校新指導要領でも実践的・体験的な活動を充実させることとなっている<sup>2)</sup>。実際に各学校において指導要領どおりに実験・実習が実施されて

いるかどうかは不明であるが、教育実習では毎年実習生の多くが調理実習や被服実習などの授業を担当している。家庭科免許の取得を目指す以上、これらの実習を安全に指導するための知識と心構えについても、教科教育法の中でしっかり指導することが求められる。

### 3. 2学科における家庭科教科教育法の担当教員の違いと協力体制

専任教員が責任を持って関わるとはいえ、人間生活学科も食物科学専攻も、家庭科での現場経験はほとんどない者が1名在籍するだけである。したがって、学科を越えて専任教員同士が連携あるいは情報交換するなど協力的に行ってきた。「家庭科教科教育法基礎」「中学校家庭科教科教育法」は両学科を同じ嘱託講師の先生が担当しているが、「家庭科教科教育法A（A）」、「家庭科教科教育法B（B）」、教育実習の運営については2学科で異なっている。人間生活学科では長く教職科目を担ってきた専任教員が最近退職したこともあり、AとBの両科目とも専任教員と嘱託講師の2名がオムニバスで担当している。また、家庭科以外の教科の教員免許を持つ専任教員が教育実習を担当することで、現在は専任教員2名体制を取っている。一方、食物科学専攻では旧課程から教員の異動がなく、Aは本学で長く教鞭を執る嘱託講師が、Bと教育実習は専任教員1名が担当してきた。

教科教育法以外の教職関連行事などでも、良質な家庭科教員の育成という共通の目的に向かって、両学科は歩調を合わせてきた。例えば、毎年の家庭科教職オリエンテーション（2学科合同開催）では、人間生活学科または食物科学専攻を卒業した現職の中学校、高等学校家庭科教員を講師に迎えて実施しているが、講師の選定や当日の司会は両学科の専任教員2名が協力して行い、教育法担当の嘱託講師にも参加を呼び掛けている。また、「教職実践演習」も合同クラスで運営し、両学科の専任教員と「中学校家庭科教科教育法」を担当する嘱託講師の3名で担当している。教育実習に行く実感を少しでも早くから持ってもらうために、両学科の3年次生に対して「教職実践演習」内で行われる4年次生の研究授業を授業参観するよう指導している。

最近では両学科とも教職を目指す学生が減少傾向にあるので、合同クラスでの運営は効率的とも言えるが、それぞれの学科のカリキュラムや時間割が異

なるだけでなく、文系と実験系では学生気質もかなり異なることから、すべての教職科目を合所で運営することは難しい。以上のような生活科学部における家庭科免許関係科目の運営のうち、本稿は食物科学専攻における家庭科教科教育法AとBの授業連携についての実践報告である。

#### 4. 家庭科教科教育法A（食物科学専攻）のシラバス概要と授業内容

食物科学専攻における「家庭科教科教育法A」「家庭科教科教育法B」のシラバスは、担当教員間で毎年学生の状況等を相談しつつ、それぞれの担当者の責任において作成している。2017年度「家庭科教科教育法A」の15回のシラバスの概要は表1のとおりである。

Aの授業では、おもに学科で共通して指定している家庭科教育の教科書と

表1 2017年度「家庭科教科教育法A」のシラバス概要

授業回	授業内容
第1回	オリエンテーション（授業の到達目標、進め方、成績評価の方法、提出物の確認）
第2回	中学校家庭分野、高等学校家庭総合の現行教科書と学習指導要領の目標と内容
第3回	家庭科教育の意義、目標
第4回	家庭科教育の内容、学習指導
第5回	家庭科教育の学習指導計画、評価
第6回	教材研究の方法と教材・教具の作成について
第7回	家庭科教育における実践的研究（中学校、高等学校の実践例1）
第8回	家庭科教育における実践的研究（中学校、高等学校の実践例2）
第9回	学習指導案の書き方
第10回	学習指導案作成
第11回	学習指導案試案について発表と意見交換
第12回	施設・設備、家庭科の教師としての資質
第13回	家庭科教育の歴史
第14回	諸外国の家庭科教育・家庭科教育の課題と展望
第15回	これまでの振り返りとまとめ

中学校、高等学校の学習指導要領解説を使って、家庭科教育の目標、内容、学習指導、学習指導計画、評価、施設・設備など家庭科教員に必須の基本的な知識を身につける。担当教員（浅井）は本学卒業（旧家政学科）であり、公立高校での20年近くの教員経験を生かし、できるだけ具体例を挙げて説明している。家庭科教育の意義や学校教育における家庭科について理解するために教育基本法や学校教育法にもふれ、教育課程における位置づけ、その性格や特徴についても学ぶ。また、生徒をとりまく社会環境や家庭生活の変化、生徒の実態については授業をつくっていくうえで十分理解しておく必要があるので、マインドマップ等でそれらのつながりについて考えていく。学生が主体的に考える機会を多くするため、例えば、家庭科の教師としての資質についてはダイヤモンドランキングの手法を使ってグループで話し合うなどの工夫している。

学習指導案の書き方と先輩が過去に作った掛図等を見て教材・教具の作り方を学んだうえで、秋学期にBで行う模擬授業の分野を中学校または高校から一つ選び、50分間の学習指導案（細案）を作成する。参考文献やこれまでの授業実践の検索、官公庁の出しているデータを調べるなどの情報収集、授業の流れなどについては個別に相談にのり、アドバイスしている。2017年度は、教師が発問を考えるのと同じぐらい生徒自身による質問づくりが大切であることに気付くように質問づくりのグループワークを行った。学習指導案試案を発表し、学生同士で意見交換を行い、それらの意見も参考にして学習指導案を書き、提出する。Aの評価は学習指導案のほか、「家庭科教育のめざすもの」についてのレポート、授業内に提出する振り返り用紙による授業への積極的参加度などにより行う。

## 5. 家庭科教科教育法B（食物科学専攻）のシラバス概要と授業内容

2017年度「家庭科教科教育法B」の15回のシラバスの概要は表2のとおりである。Bの授業では、Aで担当教員が添削した学習指導案（一次案）を学生が修正して、実際に一人一人が模擬授業を行う（年度により受講者数がかなり異なり、人数によって模擬授業する時間は異なる）。模擬授業は必ず掛

表2 2017年度「家庭科教科教育法B」のシラバス概要

授業回	授業内容
第1回	全体説明（スケジュール、成績評価の方法、提出物の確認）と模擬授業に関する諸注意
第2回	学習指導法（講義法、板書法）
第3回	学習指導法（問答法、示教法、教師のパフォーマンス）
第4回	学習指導法（師範法、実習法）
第5回	学習指導法（調理実習・被服実習指導の注意点）
第6回	本年度教育実習（4年次生）体験内容の紹介
第7回	模擬授業と相互評価
第8回	模擬授業と相互評価
第9回	模擬授業と相互評価
第10回	模擬授業と相互評価
第11回	模擬授業と相互評価
第12回	自己紹介の練習と2本目の学習指導案内容の検討（全員）
第13回	50分間模擬授業内容の検討（代表1名）
第14回	50分間模擬授業（代表1名）とグループ討議による相互評価
第15回	次年度教育実習に向けて（まとめ）

図か標本、映像などの教材を用いることを条件としている。15回の前半部分では学習指導法について、家庭科教育の教科書、配付プリントを用いながら、担当教員の高等学校、大学での教育経験を交えて解説する。Bの担当者（川崎）は中学校、高等学校家庭科免許を持つ専任教員で、本学着任前の約1年間に2つの公立高校で常勤講師として勤めた。家庭科教員としての経験は甚だ希薄だが、1校は比較的大学進学者が多い普通科高校、もう1校はいわゆる困難校と呼ばれる普通科、商業科、家庭科の3コースで成る高校（当時）で、新米教師らしい失敗も含めた様々な体験をした。指導法の中でも特に家庭科に特徴的な調理実習や被服実習の指導上の注意点や危険防止策、難しい生徒への対応については、当時のエピソードも含めて具体例を挙げて説明する。

模擬授業では、授業後に担当教員による講評、生徒役の受講者による相互評価だけでなく、DVDに映した各自の授業風景を次週までに見て自己評価を行う。そのうえで、自己評価および本人に返却された相互評価を反映する

ように学習指導案を修正したものを再度提出する。後半では、Aで作成した指導案とは逆の校種（1本目が中学校だった場合は高等学校）の別分野について新規に50分間の細案を作成し、学生同士が各自の指導案を公開してアクティブラーニング的に発表と意見交換を行い、修正する。2本目の指導案については学生1名のみが50分間の模擬授業を行うが、全学生がアイデアを出して教材の工夫を凝らす。この最後の模擬授業については学生による相互評価のためのグループディスカッションに加え、例年Aの担当教員も参観して講評を行っている。その他に、4年次生の教育実習体験談を聞く機会や自己紹介の練習など、教育実習に行くことを具体的にイメージできるよう工夫している。

Bの評価は2本の学習指導案のほか、模擬授業での講義、板書、教材などの適切さ、家庭科教育と消費者・高齢者・環境問題に関するレポート、授業内で提出する相互評価用紙による授業への積極的参加度などにより行う。

## 6. Bの模擬授業における相互評価と自己評価

Bの授業において、相互評価と自己評価は同じ項目が書かれた用紙を使用している。各回の相互評価は一人ずつ用紙に記入し提出する。模擬授業を相互評価する際には、友人をかばうのではなく、互いに切磋琢磨してより良い授業に改良するためのアドバイスや指摘を正直に書くように指導する。学生たちは毎年熱心に相互評価用紙に記入している。担当教員は模擬授業担当学生に対し、終了後すぐに口頭にて気付いた点を講評する。模擬授業を行った学生にとっては、自分ではそれなりに準備したつもりなのに想像以上に厳しい批評を受けることもある。しかし、友人たちによる相互評価や、DVDにより自身の授業風景を何度も見ると、足りないものが多いことに否応なく気付くことになるようである。翌週に提出される自己評価では、ほぼすべての学生が授業で改善すべき点を真摯に書き込んでいる。担当教員のたくさんの講評より、つたない自分の姿を何度も見返す方がより勉強になるものと考えられる。DVDの撮影は、担当教員が学習指導案に講評メモを書き込みつつカメラを操作する。自己評価の一例を表3に示した。

表3 模擬授業後の自己評価の一例

家庭科教科教育法B 模擬授業 自己評価	
学籍番号	[REDACTED]
実習者氏名	[REDACTED]
1. 授業の内容は学習指導案と合致していたか	<p>本時の目標であった「青年期をどう過ごせば良いのかを考える」ことが授業内で行われていた。授業計画にも組み込めていないまま、授業として行った。また、授業計画の内容はほとんど一致していたが、授業の進め方が異なっていた。平均寿命→高齢化率→高齢者のイメージ→ビデオという計画であったが、高齢者のイメージ→高齢化率→平均寿命→ビデオの順番で授業を行い、ビデオの内容も部を変更した。</p>
2. 掛図・標本・プリントなどは授業の内容に合致していたか	<p>仕上がり具合など準備状況は十分だったか                  掛図はシンプルになりすぎている、目を引くものではなく、また少し大きさが小さかったように思う。プリントは説明書が足りていない所やただ空欄が配置されていて、何を入れて良いかわからないものだった。また、つまらないプリントだったので、全員で共有しているグラフや図などを掛図とプリントで用意しておいたら、教科書が無い人でもわかりやすく注目できたと思っていた。</p>
3. 授業は本時の目標を達成できる内容であったか	<p>本時の目標であった「青年期をどう過ごせば良いのかを考える」時間が無かったのに達成できる内容ではないと思った。又、自分の質問に対し、生徒が答えてくれているのにそれを深く追求することが足りなくて、つまづきが無くなってしまった。「だから何なのか」「何を伝えたいのか」「何に気づいてほしいのか」「何を伝えられるのか」があまりとれない授業であった。知識だけを繰り返し伝えては、生徒が考える</p>
4. 時間配分や問の取り方は適切であったか	<p>ことを奪ってしまったと思う。                  17分位余りました。まず導入部分の「高齢者のイメージ」ではマイナスイメージとプラスイメージで色分けする作業を全体でやって、マイナスイメージが強い点を確認したらもっと深くなっていたと思う。また、何でそういうイメージを持っているのかをさらに追求したら良かった。又、「将来になりたい自分像」で、ペアで話し合いをした後、全体で共有し、「そうなるためには、今何ができるか」を考える時間があたら良かったと思った。</p>
5. 声の大きさ、板書の仕方、目録、机間指導などは適切であったか	<p>今回の授業であたら聞きとれる位の声の大きさであったが、実際の現場はもとそれそれには生徒同士が話しているだろうし、小さいと思いました。板書の仕方も計画性がなく、一目で何が大切なのか分からない、自分のメモ書きのようであった。プリントも良かったが、印象に残らないまま意味がないと思った。机間指導は生徒が主体的に取り組んでいるかどうかがよく分かった。一人一人をよく見れたが、もと声かけをした方が良かったと思った。</p>
その他	<p>とにかく準備、几帳面が不十分であった。また授業に対する姿勢も生徒に失礼であると思う。今回の内容は章の始まりであったため、これから分かるように興味をもたせられるようにと考えていたが、考えれば考える程、間違ってしまった。しかし、今思えば考えられていなかったし、自分ばかりで、自己満足していただけであった。今さらながら、自分と見つけたおもしろい点があると思いましたが、真正面から授業に向きあっていない人に、大の心を動かす授業なんて出来るわけがないと思いはした。もう一度見つめ直したい。</p>

## 7. おわりに

中学校では2018年度から、高校は2019年度から新学習指導要領の下でのカリキュラムが先行実施され、それぞれ2021年度、2022年度に全面実施される。Aでは今後新学習指導要領についても学び、特に家庭科の特徴として、生活の問題を改善、解決するための実践力、問題解決学習に関してはより一層充実させていきたい。家庭科教育の意義とは何かを見つめなおし、学生が自分なりの「家庭科教育観」をしっかり持つにはどうしたらよいか検討することがこれからの課題である。

人前で授業をしたことがない学生にとっては、学習指導案を書くことはなかなか難しい作業である。Bでは教育実習から戻ったばかりの先輩（4年次生）の研究授業（「教職実践演習」授業内で実施）の参観後に学生自身の模擬授業が始まるが、春学期に開講されるAではまだそのような経験がないので、家庭科の実際の授業をビデオで見るなど具体的にイメージしやすいような工夫をすることを考えたい。また、最初にグループで一つのテーマを選んで教材研究を行い、授業づくりについて丁寧に学び、次に個人で学習指導案を作成するという形のほうが、個人指導に多くの時間をかけるより効率よくさらに深く学べるかもしれない。Bの授業での模擬授業がより意義あるものになるよう、できるだけ完成度の高い学習指導案を書けるように授業方法を検討することが今後の課題である。さらに、食物科学専攻の学生はカリキュラム上、高齢者、環境、消費生活の領域について学ぶ機会が少ないため、夏休みの課題にレポートを書くように指導しているが、それぞれの指導内容についてより一層理解を深めるためにどうしたらよいか検討したい。

Bでは、次年度に教育実習に行くことを念頭に、学生の授業力を上げられるようにするためにはどうすればよいか常に悩むところである。担当教員の現場経験を考慮するならば、AとBの担当者は逆のほうがいいのかもわからない。しかし、教育実習履修の可否（それはとりもなおさず教職免許取得の可否につながる）を判断するには模擬授業において適性を評価する必要があり、Bの可否が重要との考えから専任教員がBを担当してきたという経緯がある。

先にも述べたとおり、家庭科では教育実習先の時に厳しい要求水準に応えられるところまで学生の質を上げる努力をしなければならない。特にここ数

年、教育職員採用試験を受験しない、つまり免許取得のみを希望する学生が母校でない公立学校に教育実習に行った場合に厳しい評価を受けるケースが増えてきたように感じる。これもまた悩みの一つである。B担当教員が引き続き担当する4年次「教育実習A」では、過去の教育実習先でのトラブルについて具体例を挙げながら直前指導をしているが、学生は教育現場の厳しさについてなかなか想像しにくいようだ。

2学科で家庭科教員免許を付与してきたということもあり、本学卒業の多くの優秀な家庭科教員が全国の中学校、高等学校で教鞭をとってきた。昨今の教職離れで履修者が減少しているが、長い歴史を絶やさぬようにしたいものである。幸いなことに食物科学専攻の場合、A、Bの担当教員はメールだけでなく年に何度も直接顔を合わせて、指導内容や学年による学生気質の違いなどの情報交換を行う体制にある。今後もさらに実質的に効果が上がる授業展開を目指して工夫していきたい。

#### 参考資料

- 1) 文部科学省、高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）p124.
- 2) 文部科学省、中学校学習指導要領（平成29年3月告示）p127.